

団構造の現状を把握し、それが成員の作業機能と集団における能力とに、いかに影響しているか、小集団的研

究の成果と共に検討する必要があると思われる。

## 78 森林計画制度の問題点

九大農学部 黒田迪夫

昭和26年から発足した森林計画制度は第2施業期を終え、37年から第3施業期に入るが、この機会に現行制度を改正しようとする動きがあらわれている。即ち林野庁の事務局では今年の8月4日にこの制度の改正案を中央森林審議会に諮問した上で森林法の改正にふみきる気構みせている。たしかにこれまで10年間施行してきた実績や昨今の林業政策の方向をみると、現行の森林計画制度の在り方には改正を要する点があるよう思う。しかし森林計画制度はわが国の林業政策とくに民有林政策の根幹をなすものであるから、改正にも慎重な配慮が望ましい。そこでこの視点から改正案を取上げて問題点を指摘してみたいと思う。

さて改正案の要点を摘要すると次の如くである。

(1) 計画名称の変更——現行の森林基本計画、森林区施業計画、森林区実施計画という名称を廃し、新たに全国森林計画、森林基本計画、実施計画（仮称）を設ける。

(2) 森林計画の実行確保措置——(イ)伐採後2年以上経過しても造林しない要造林地には分収造林特別措置法を及ぼす (ロ)過熟老令林分の伐採促進に都道府県知事の勧告を行う (ハ)林道については森林計画に定めたものに限り國の助成を行う。

(3) 林業経営計画に関する措置——森林所有者が自主的に経営計画を作り、それが適正であれば國が助成を行う。

以上のうち第1点の名称の変更については問題はないが、第2、第3の点には問題がある。即ち第2の点についてみると、従来の計画制度でうまく行かなかつた造林不実行の問題及び最近問題の過熟老令林分の温存問題を取り上げ、分収造林措置法の適用とか知事の勧告など現行の法規で可能な範囲で強力な手をうとうとしている。そのねらいはよく了解出来るが、この措置で果し目的が達せられるかという事になると心許ないよう思う。というのもこの措置を推進するための物質的裏付がないからである。次に第3の点であるが、これも着想としては悪くない。しかし問題はまず第一に

国が希望するような経営計画を森林経営者がつくる意欲をもつてゐるかどうかという点である。いうまでもなく森林所有者は自己の森林経営について自己の利益中心に行動するが、それが國の期待と合致するという保証はない。むしろその反対の場合が多く、それだからこそ國家的見地からする森林計画が必要とされるに至つたといふのである。したがつて森林所有者に経営計画を作らせるという事は理念的にいえば森林計画制度の趣旨と反したものといわねばならない。第二に仮りに國が援助を行つて個別経営計画を作らせたとしても、その範囲は極めて限られたものになるであろう。というのも周知のように自動的な個別経営計画を作ることの出来る経営体はごく僅かしかないからである。しかもそのうちどれだけ計画をつくる意欲をもつ所有者がいるかという点になると心細い。さらに第三に仮りに一部の森林所有者が國の助成をあてにして積極的に経営計画を作成したとしても、実行面で他の森林所有者との関係から制約されるおそれがある。例えば経営計画の作成者に対する助成措置として國が林道の開設を認め、助成をしようとした場合、他の森林所有者の森林を全く通らないで済ませない場合が屢々起ると考えられるが、その場合工事費をどう分担するかについて不平不満が出たり、紛糾することが考えられる。それが同一の森林組合に属している場合には相互間でしつくりいかなくなるおそれもある。したがつてこのように考えると、森林所有者が自動的に経営計画を作らせるという考え方は、考え方としては進歩的であるが、現段階では時期尚早の感があり、かえつて現行の森林計画制度を混乱させたり、事務手続を複雑化させるなど弊害の方が大きいように考えられるのである。もつとも岡抜けて大きな山林所有者や会社有林、公有林などではこの措置は國の助成措置をめあてにして歓迎されるかも知れないが、もしこの措置がそれらへの助成をねらいとしているとすればそれは林業基本問題と基本対策の方向と反した大山林所有者の擁護政策に堕するものといわねばならない。したがつて私はこの

措置はとりあえず公有林に限定し、私有林については基本問題で取上げている経営構造の改善策と一緒にし

て再検討した方が望ましいのではないかと考えるものである。

## 79 森林組合に関する研究（3）

### 農民的協同組織と非出資組合制度

九大農学部 安永朝海

昭和26年森林法のもとでの森林組合には、いわゆる施設組合と生産組合がある。そのうち前者の施設組合は出資の有無によって出資組合と非出資組合とにわけられる。

非出資組合は文字通り出資組合が組合員の出資によつて安定的かつ持続的な組合活動の財政的裏付けを企図されているのに反して、そのような出資を持たず、組合活動のための費用はその都度利用者である組合員に負担させるという財政的なシステムである。

このような非出資の施設組合は昭和34年3月末で8組合を数えるが、これを出資の施設組合4,334組合という数にくらべると、ほとんど問題にならないほど比重が小さいことがわかる。このような数の上での劣勢と同時に実際の事業活動の上でも出資組合に比してかなり消極的な面が指摘されているわけで、このような事情から非出資組合は森林組合政策の中では中心的位置から遠くなれたところにおしやられ、その実態についてのまとまった報告さえないので、当然といえよう。

本稿ではこの種非出資組合に対する研究段階のいまだ整備されていない現状において、できるだけの資料の整理をこころみるとともに、たまたま実地について判明した栃木県下の2組合を例にとって、非出資組合の現状分析をこころみた次第である。

さてまず全国的な統計数字によつて非出資組合を概観しておくと、一口にいつて次のようにいえるであろう。

すなわち、非出資組合は、

- ① 経営基盤が極度に小さく、
- ② 執行体制も永続的な事業遂行に適しているとはいひ難いし、
- ③ 事業の面でも、不振な出資組合に比較しても更に劣るほどの活動しか行つていない。
- ④ また事業の質的な内容でも、出資組合と格別区別される点は見出されない。

たしかに非出資組合を概括的に考察する限りでは、出資組合に比較して出資をしているか、していないかの違いがあるだけで、何ら体質的な差異はないように思われる。つまり非出資組合の特質が生かれているとはいえない。出資組合のうちごく小規模なもの、あるいはごく不振な組合といった程度の意味しか現状ではもつていないのである。

この点で典型的なのは栃木県足尾町組合である。面積規模が大きい（2,176町）ことは他の非出資組合と大いに異なるところであるが、造林補助金や伐採雇事務の手数料でもつて、職員をおき、いくらかの事業（苗木の購買事業のみ）を行つていることは、出資の有無を別にすれば、何ら出資の睡眠組合と呼ばれるものとまるところがない。

ところがこのような一般的な非出資組合の中にあつて、南犬飼組合は、いささか事情が異なるものといえる。すなわちこの組合は東武日光線によつて縦断される、標高100米以下の平坦地にある310町の小規模な組合である。組合員のすべてが20町未満の所有者であり、その98%が5町未満の所有者である。昭和27年に設立され、設立当時は未墾地買収の阻止を主な動機としたといわれるが、その後農用林的森林の施業改善とか、造林投資のための活動など農業経営に密着した組合活動に徐々に変質しつつある。もちろん事業規模は大きくなりが、面積当たりにするとかなり集約である。また事業は指導事業と購買事業に重点があるが、その質的内容をみると、堆肥原料である落葉採草増産のための樹種改良とか、ポプラ、キリの導入、椎茸生産技術の普及などきわめて特色ある活動を行つている。

このような南犬飼のような例は、たしかに非出資組合全体からすればかなり特殊な例であるが、非出資組合の一つの在り方を示唆するものといえる。

非出資組合制度と林業政策つまり資源の維持、増大、林木生産の増大との関連からいえば、たしかに大きな比重を持ちうるものではないことも事実である。